

各 位

会 社 名	株 式 会 社 光 通 信
代表者の役職氏名	代表取締役社長 和田英明 (コード番号:9435 東証プライム)
問 い 合 わ せ 先	広 報 ・ I R 課
T E L	0 3 - 5 9 5 1 - 3 7 1 8

従業員に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の従業員を対象とした譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます）を導入することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の従業員を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与え、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としております。

(2) 本制度の対象者

本制度の対象者は、当社の執行役員又はこれに相当する従業員のうち、持続的な企業価値向上のために特に重要な役割を担う者として当社が認めた者（以下、「対象者」といいます）とします。

2. 本制度の概要

対象者は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式（以下、「本株式」といいます）について発行又は処分を受けることとなります。

本制度により対象者に対して支給される金銭報酬債権の総額は年額4億5000万円以内とし、本制度により発行又は処分される株式の総数は年20,000株以内とします。なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、発行又は処分される株式の総数は合理的に調整されるものとします。

本制度により、当社が新たに発行又は処分する普通株式の1株当たりの払込金額は、当該発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

本株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象者との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として次の事項が含まれることとします。

- ① 対象者は、一定期間、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしてはならないこと。
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償で取得すること。

3. その他

譲渡制限付株式付与の具体的な時期や金額等の詳細については、今後決定次第お知らせいたします。

以上